

2024 年 9 月 10 日

野村證券株式会社

フード&アグリビジネス・コンサルティング部

シニアフェロー 石井 良一

(TEL:03-3281-0780)

我が国の農林水産行政の再編強化に関する考察 ー「食料・農業・農村基本法」の改正を契機にー

はじめに

世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、25 年ぶりに 2024 年 6 月に改正「食料・農業・農村基本法」が施行された。「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」等を主題に掲げている。これを受けて、年度内に概ね 5 年程度の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の改定が予定されている。

我が国において農林水産行政の舵取りを担うのは農林水産省である。2011 年の省庁再編で発足した農林水産省においては、これまで、食糧庁の廃止、輸出・国際局の新設などを除き、大きな組織変更は行っていない。「食料・農業・農村基本法」の改正、「食料・農業・農村基本計画」の改定を契機に組織の再編強化をすることも検討されよう。

本論は、諸外国の農業構造、組織構造との比較を行い、今後のあるべき方向についての一考察を試みるものである。

1. 諸外国における農林水産行政の体制の特徴

図表 1 は、2021 年（一部 2020 年）時点での世界の農産物輸出国トップ 9 と我が国の農地面積、農業生産額、農産物輸出額、輸出割合を比較したものである。我が国の農産物輸出額は過去最高値を更新している¹ものの農産物輸出額の農業生産額に対する比率はわずか 14%に過ぎず、オランダ 696%、ドイツ 241%などと比較すると輸出小国であると言わざるを得ない。各国を類型化すると、図表 2 に示すように、(1) 輸出重視タイプ（オランダ、ドイツ、カナダ、フランス、スペイン、イタリア）、(2) 国内生産輸出均衡タイプ（ブラジル、アメリカ）、(3) 国内生産重視タイプ（日本、中国）となる。我が国においては、国内消費が先細る中で、輸出を拡大することで国内生産を維持し、まずは国内生産輸出均衡タイプをめざすことが食料安全保障の点からも重要であると考えられる。

¹ 2023 年の輸出実績は、1 兆 4,541 億円（対前年同期比+2.8%）と過去最高を更新した。2013 年の 5,505 億円から 10 年で 2.6 倍となった。

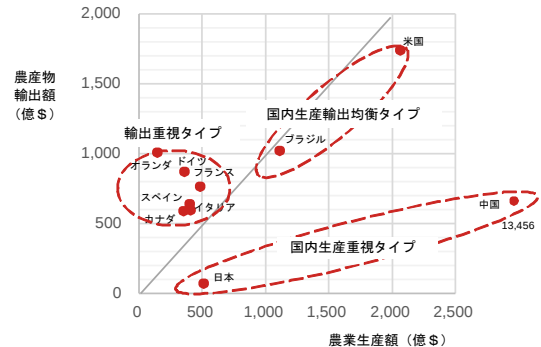
図表 1 主要農産物輸出国の現状

	農地面積 (万ha)	農業生産額 (億\$) 2021	農産物輸出 額(億\$) 2021	輸出割合	主要輸出品目
米国	16,044	2,066	1,737	84%	大豆、とうもろこし、調製食料品
オランダ	104	145	1,009	696%	粗製生產品、調製食料品、チーズ
ブラジル	6,601	1,109	1,016	92%	大豆、牛肉、粗糖
ドイツ	1,186	362	871	241%	調製食料品、チョコレート、チーズ
フランス	1,897	485	765	158%	ワイン、蒸留酒、小麦
中国	12,786	13,456	614	5%	調製食料品、粗製生產品、茶葉
カナダ	3,843	353	590	167%	小麦、菜種、菜種油
スペイン	1,665	403	635	158%	豚肉、オリーブ油、ワイン
イタリア	936	407	594	146%	ワイン、調製食料品、チーズ
日本	435	514	71	14%	アルコール飲料、ソース類、牛肉

(注) 農地面積は永年採草・放牧地を除く。輸出額は林・水産物を除く。オランダ・スペインは2020年。

(出所) 農林水産省 主要国・地域別の農業概況HP https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/

図表 2 主要農産物輸出国の類型化



(出所) 図表1より野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

図表 3 は、当該国の農業、農産物輸出政策を司る政府省庁の部局体制を示したものである。各国の行政体制、規模が異なるため、厳密な比較はできないが、「輸出重視タイプ」、「国内生産輸出均衡タイプ」の各国政府省庁には次のような共通の特徴が見出される。

(1) 省庁名に「食料」が入っている

輸出重視タイプの国の省庁名にはすべて「食料」が入っている。省庁名は政策の対象を国民に向けて端的に示すものである。農業生産、食料生産・確保、輸出を一体的に政策対象としていることがわかる。

(2) 「食料」、「食品安全」、「環境」を所管する部局を置いている場合がある

オランダ、スペインでは、農業生産と食品生産を一体的に所管する部局を有している。ドイツでは、食品安全・動物の健康を所管する部局がある。オランダでは気候変動や環境汚染を所管する部局がある。

図表 3 各国の農政体制

タイプ	国	省庁名	和訳名(参考)	部局構成(和訳) * 総務系は除く
輸出重視タイプ	オランダ	Ministry of Agriculture, Fisheries, Food Security and Nature	オランダ農業・水産・食品安全・自然省	農業(畜産、サプライチェーン・食品品質、国際農業経済政策)、自然・水産(自然、水産、ワッデン海マネジメント、気候変動)、農村・窒素による環境汚染、農村移行地域
	ドイツ	Federal Ministry of Food and Agriculture	ドイツ連邦食料・農業省	消費者の健康保護・栄養・製品安全性、食品安全・動物の健康、農業市場・食品産業・輸出・森林・持続可能な農業・再生可能な原材料、EU政策・国際協力・水産業、農業生産・園芸・農業政策、農村開発・デジタルイノベーション
	フランス	Ministre de l'Agriculture et de la Souveraineté alimentaire	フランス農業・食料省	企業の経済環境パフォーマンス、食料、事務局(金融・社会・物流、法務、統計・予測、人材)、教育・研究、海洋漁業・水産養殖
	スペイン	Ministerio de Agricultura, Pesca y Alimentación	スペイン農業・水産・食料省	農村開発・イノベーション・農産食品開発(イノベーション・デジタル、農村環境活性化、自然歩道と農村インフラ)、農業資源・食料安全保障(農業政策、農業生産・市場、農業食品生産・動物福祉、食品)、水産業(持続可能な水産業、漁業管理・水産養殖)
	イタリア	Ministero dell'agricoltura, della sovranità alimentare e delle foreste	イタリア農業・食料・森林省	共通農業政策・農村開発(国際政策・EU、農村開発、森林)、食料・競馬(農産物品質、競馬、海洋漁業・水産養殖)、農産食品の品質保護(不当商行為、農産物詐欺、検査)
国内生産輸出均衡タイプ	ブラジル	Ministerio da Agricultura, Pecuária e Abastecimento	ブラジル農業畜産省	農政(商業化、農業融資、危機管理・経済分析・公共政策)、農業防衛(動物の健康、動物由来の製品検査、植物の健康・農業資材、植物由来の製品検査、企業経営)、イノベーション・持続可能な発展・灌漑(地理的表示制度、植林、農業イノベーション支援、持続可能な生産と灌漑)、商業・国際関係(商業分析、非関税、商業プロモーション・投資)
	米国	U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE	米国農務省	農地生産・農地保全、食品・栄養・消費者サービス、食品安全、マーケティング・規制プログラム、天然資源・環境、農村開発、研究・教育・経済・貿易・国際関係
国内生産重視タイプ	中国	中国農業農村部		産業政策・法規、農村経済体制・経営管理、市場・経済情報、発展計画、財務、国際合作、科学技術教育、栽培業管理、農業機械化管理、牧畜業、獣医、農墾、郷鎮企業、漁業、農産品質量安全監督管理
	日本	農林水産省		大臣官房(新事業・食品産業)、消費・安全(消費者行政・食育、食品安全、農産安全、畜産安全、植物防疫、動物衛生)、輸出・国際(輸出企画、輸出支援、国際地域、国際経済、知的財産)、農産(穀物、園芸作物、地域作物、農産政策)、畜産(畜産振興、飼料、牛乳製品、食肉鶏卵、競馬)、経営(経営政策、農地政策、就農・女性、協同組織、金融調整、保険)、農林水産技術、林野(林政、森林整備、国有林野)、水産(漁政、資源管理、増殖推進、漁港漁場)

(出所) 各国HP等より野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

一例として、国内農業生産と農産物輸出をほぼ均衡させている米国の事例をより詳細に見ることとする。米国では概ね 5 年ごとに農業法 (Farm Bill) と呼ばれる法律を制定し、主要な農業政策を定めている。現行法は、2018 年農業法 (Agriculture Improvement Act of 2018)²であり、その概要は図表 4 のとおりである。全 12 編からなり、農業生産、農業経営、農村振興に関する項目の他に、貿易、栄養、エネルギーが含まれているのが特徴的である。栄養プログラムは総支出の約 76%を占めている。低所得者が適切な食料を入手できるよう経済的な支援を行うものであり、農業と食料の安定供給を一体的に考えていることがわかる。

農政を司るのは農務省であり、その組織体制は図表 5 のとおりである。総務系部局を除くと、(1) 農地生産・農地保全、(2) 食品・栄養・消費者サービス、(3) 食品安全、(4) マーケティング・規制プログラム、(5) 天然資源・環境、(6) 農村開発、(7) 研究・教育・経済、(8) 貿易・国際関係の 8 部局がある。農業法の項目と突合すると、農業法を実行する体制になっていると推察できる。

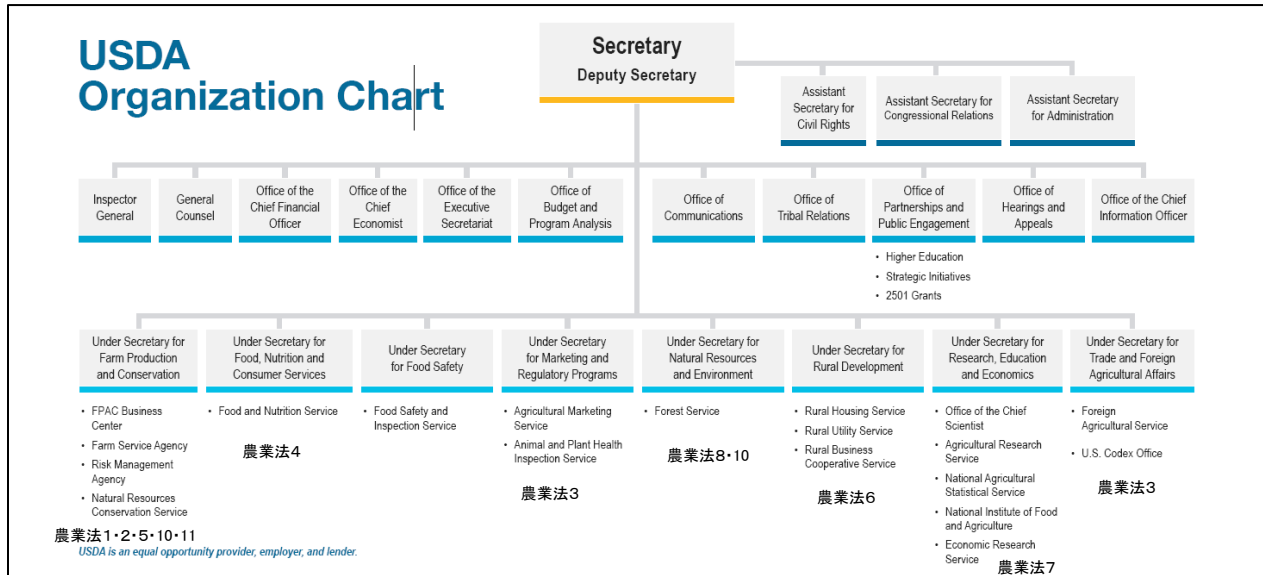
図表 4 米国 2018 年農業法の概要

項目	支出予算* (2019~2023)	概要	代表的なプログラム
第 1 編 農産物 (Commodities)	31,440 (7.3%)	・農作物の価格が低下した場合の価格補償や、農家の収入が減少した場合の収入補償等により、農家や酪農家を支援する。	・価格損失補償 (PLC) ・農業リスク補償 (ARC) ・販売支援融資 (MAL) ・酪農利幅補償プログラム (DMC)
第 2 編 保全 (Conservation)	29,270 (6.8%)	・農地の利用制限による施策 (休耕や地役権購入等) と、生産農地を対象とする施策 (被覆作物の植え付けやエネルギー効率の向上等) に対し経済的・技術的な支援を実施し、環境を保全する。	・保全休耕プログラム (CRP) ・環境改善奨励プログラム (EQIP) ・保全管理プログラム (CSP)
第 3 編 貿易 (Trade)	2,044 (0.5%)	・農産物の輸出および新規海外市場開拓のため、企業や農業団体のブランドPRやプロモーション活動を支援する。	・市場アクセスプログラム (MAP) ・海外市場開発プログラム (FMD)
第 4 編 栄養 (Nutrition)	326,020 (76.1%)	・低所得者が適切な食料を入手できるよう経済的に支援する。	・補助的栄養支援プログラム (SNAP) ・緊急食料支援プログラム (TEFAP)
第 5 編 信用 (Credit)	-2,205 ²	・他の金融機関から融資を受けられない農家に対し、連邦政府が金融支援を行う。特に、新規就農者や社会的に不利な立場にある農家に対して支援を実施する。	
第 6 編 農村振興 (Rural Development)	-432 ²	・農村地域の経済発展を支援し、利水、排水、ブロードバンド等の農業関連施設導入に必要な経済的・技術的支援を実施する。	・農村ブロードバンドプログラム ・コミュニティ接続助成プログラム
第 7 編 研究開発 (Research, Extension, and Related Matters)	694 (0.2%)	・農家がより生産的、効率的に農業を実践できるよう、大学や研究機関における農業分野 (新興農業、有機農業等) の研究、教育、普及を支援する。	
第 8 編 林業 (Forestry)	5 (0.001%)	・農務省森林局を通して、公有林や私有林の森林管理活動を支援する。	
第 9 編 エネルギー (Energy)	471 (0.1%)	・エネルギー効率改善やバイオ製品、再生エネルギーに対して研究開発、建設支援、経済的援助等を実施するプログラム。	・アメリカのための農村エネルギープログラム (REAP)
第 10 編 園芸 (Horticulture)	1,022 (0.2%)	・有機農産物や地場産品の販促、付加価値付与等を支援する。	・オーガニック認証費用分担プログラム (OCCSP)
第 11 編 作物保険 (Crop Insurance)	38,010 (8.9%)	・農作物の収量減少を補償する収量保険と、農家の収入減少を補償する収入保険に大別され、重要なセーフティネットの役割を果たしている。 ・政府は農家に対し保険料補助を行う。	・収入補償保険 (RP) ・収量補償保険 (YP) ・過去実績生産保険 (APH)
第 12 編 その他 (Miscellaneous)	1,944 (0.5%)	・家畜や家禽、動物衛生等、他のプログラムでは扱われていない支援を実施する。 ・新規就農者や牧場主、社会的に不利な立場にある農家に対する支援も実施する。	

(出所) (株)アットグローバル(2024.3)「令和 5 年度食産業の戦略的海外展開支援事業
(米国の農業政策・制度の動向分析委託事業)」農林水産省委託

² 当初、期限は 2023 年 9 月末であったが 1 年延長されており、現在、新法について議会で審議が開始されている。

図表 5 米国農務省(USDA)の組織体制図



(出所)米国農務省 HP に野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部追記

2. 我が国の農林水産行政体制の特徴

旧「食料・農業・農村基本法」(以下、旧法と呼ぶ)は 1999 年 7 月に施行されており、2001 年 1 月の中央省庁再編で発足した農林水産省は旧法に基づく農政の実現を図ってきたといえよう。図表 6 に示すように、その後、これまで 3 回にわたって組織変更が行われたが、食糧庁の廃止と消費・安全局の新設、輸出・国際局の新設を除き、大きな組織変更は行われていないと思われる。

図表 6 農林水産省の組織体制の主な推移

時期	2001.1	2003.7	2011.9	2021.7
概要	中央省庁再編により発足	食糧庁を廃止、消費・安全局の新設	総合食料局を廃止、食料産業局を新設	畜産局の復活、輸出・国際局の新設
本省	大臣官房	大臣官房	大臣官房	大臣官房
	総合食料局	総合食料局	食料産業局	輸出・国際局
	生産局	消費・安全局	消費・安全局	消費・安全局
	経営局	生産局	生産局	農産局
外局	林野庁	林野庁	林野庁	林野庁
	水産庁	水産庁	水産庁	水産庁
	食糧庁			
	農村振興局	農村振興局	農村振興局	農村振興局
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	農林水産技術会議	農林水産技術会議

(出所)農林水産省 HP より野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部作成

農林水産省が示す農政の方向性に沿って、地域特性に対応した形で、地方自治体の農政が展開されている。我が国の農産物生産額トップ3の都道府県である北海道庁、鹿児島県庁及び茨城県庁の農政部門の組織体制の現状は、図表7のとおりである。農林水産省の政策を実行し、各種補助金を円滑に執行できる体制となっているものと推察されるが、地域の特性に対応し、下記に示すいくつかの新たな試みも見られる。

(1) 食品の販売戦略を支援する部局の存在

各道県とも食品産業を重視しており、北海道庁では経済部に食関連産業局、鹿児島県庁では商工労働水産部、茨城県庁では営業戦略部に、販路拡大等の担当課を設置している。

(2) カーボンニュートラル、環境保全を推進する部局の存在

北海道庁では農政部に「食の安全・みどりの農業推進局」、水産林務部に「森林海洋環境局」を置いている。鹿児島県庁では、環境政策を担う部局（環境林務部）において森林・林業政策も行っている。

図表7 我が国の地方自治体農政体制の例

	北海道			鹿児島県		茨城県	
農業産出額 (億円)2022年度	12,919			5,114		4,409	
食品製造業出荷額 (億円)2021年	21,108			15,122		7,146	
食料・農業関連組織	経済部	食関連産業局	食産業振興課	商工労働水産部	販路拡大・輸出促進・水産振興・漁港漁場	営業戦略部	農産物販売・加工食品販売
	農政部	食の安全・みどりの農業推進局	食品政策	農政部	農政・農村振興・農業経営・経営技術・農産園芸・畜産振興・家畜防疫対策・農地整備・農地保全	農林水産部	農業政策・産地振興・畜産・農業経営・農業技術・農村計画・農地整備・林政・林業・漁政・水産振興
		生産振興局	農産振興・畜産振興・技術普及				
		農業経営局	農業経営・農地調整				
		農村振興局	農村設計・事業調整・農業施設管理・農村計画・農地整備・農村整備				
	水産林務部	水産局	水産経営・漁港漁場・漁業管理	環境林務部	環境林務・森林経営・かごしま材振興・森づくり振興		
		林務局	林業木材・森林計画・森林整備・治山				
		森林海洋環境局	森林海洋環境・道有林・成長産業				

(出所)各地方自治体 HP より作成

3. 新政策推進のための農林水産行政体制再編強化の考察

改正「食料・農業・農村基本法」(以下、改正法と呼ぶ)が2024年6月に施行された。改正のポイントは図表8のとおりであり、「食料安全保障」、「食料システム」、「環境負荷低減」などの新たなキーワードが盛り込まれている。

図表8 「食料・農業・農村基本法」の改正のポイント

ポイント	内容
(1) 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に	・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け。 ・国内の農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄について新たな位置付け。 ・農業生産基盤等の確保のための輸出の促進を新たに位置付け。 ・合理的な費用を考慮した価格形成を新たに位置付け。
(2) 「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に	・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け。 ・多面的機能は環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない旨を位置付け。
(3) 人口減少下における農業生産の方向性を明確化	・人口の減少に伴う農業者の減少等が生ずる状況においても、食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記。 ・農業生産の方向性として、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」を位置付け。
(4) 人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化	・「農村の振興」の方向性として「地域社会の維持」を位置付け。
(5) 「食料システム」の位置付けと関係者の役割を明確化	・環境負荷低減や費用を考慮した価格形成など、食料の生産から消費までの関係者が連携して取り組むべき課題が顕在化していることから、「食料システム」を新たに位置付け。併せて、関係者の役割を拡充・新設。

(出所) 農林水産省(2024)「食料・農業・農村基本法改正のポイント」より作成

改正法は、国民一人一人の食料安全保障、貿易の重視、農業を食料システムとして捉えなおすこと、環境との調和など前述した米国農業法の考え方に近い。改正法は、世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け大きく見直されている。改正法の実現を図るために、農林水産省の組織体制も大きく見直すことが必要ではないだろうか。

図表9は一案であるが、まず名称に「食料」を加え「農林水産・食料省」とし、農業生産から国民一人一人の食料安全保障に関与することを明確にすることが望まれる。部局の名称も改正法の施策の方向に合わせて変更し、役割も見直すことを提案したい。提案の主なポイントは次のとおりである。

(1) 食料安全局(仮称)の設置

安全な食料の安定供給は国の重要な役割である。近年でも、ヨネ病(牛)、豚熱、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生、養殖における魚病の発生、野菜等における病害虫の異常発生、食品における健康被害、産地偽装問題などが頻繁に起こっている。また、関係省庁との連携による国民一人一人への食料の安定供給も課題である。食料確保やフードロスに対する国民の意識の改革も必要である。消費・安全局の業務を継続しつつ、施策を充実強化してほしい。

(2) みどりの食料システム局(仮称)の設置

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、他省庁や国際機関等と連携して、農業・食品産業分野で総合的、包括的に施策を実行するためには、本省において司令塔となる部局の創設が必須である。現状では「みどりの食料システム戦略」(R3年策定)の所管は大臣官房みどりの食料システム戦略グループであり、局

になることで推進力が格段に上がることが期待できる。農政全体の課題である農機、林業機械や船舶などの脱炭素燃料化、施設園芸などにおける化石燃料からの脱却、農業用や漁業用プラスチックの削減・再生利用、農地、森林や海における炭素貯留などにもこれまで以上に総合的、積極的に取り組んでほしい。

(3) 農業経営局(仮称)の設置

我が国の基幹的農業従事者(個人経営体)の平均年齢は 68.7 歳(2023 年)で、今後 5 年間程度で担い手の高齢化等から家族農業が離脱を余儀なくされ、国内農業生産を維持するための正念場を迎えることとなる。改正法 26 条 1 項で示された「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。」を実現するために、従来の経営局と農産局の機能を併せ持つ部局を創設し、「農業経営」をキーワードに、生産力・経営力の強化、経営者の育成、農地の集積等に強力に取り組んでほしい。

なお、業務範囲が大きくなることが想定されるため、農業経営局(仮称)と畜産経営局(仮称)に分けることも検討されよう。

(4) 食品産業・国際局(仮称)の設置

食の安全保障の確立に向けては、輸入の安定化、食品産業の強化、輸出の拡大、食品流通システムの維持強化が重要である。フードバリューチェーンを考慮し、食品加工、食品流通、輸出入を所管する部局を設置し、国別のきめ細かいブランディング、マーケティング等を通じて農産物・食品輸出を飛躍的に拡大し、国内生産と輸出が均衡する国づくりを目指してほしい。

(5) 農村コミュニティ局(仮称)の設置

中山間地の振興にあたっては、地域コミュニティの維持が重要である。若者の移住やインバウンドの増加など大きな変化も生じている。農村振興局を農村コミュニティ局(仮称)に衣替えし、共同活動の促進、農村関係人口の増加、農福連携、鳥獣害対策、都市農村交流などに取り組んでほしい。

(6) 農林水産・食料イノベーション局(仮称)の設置

現在、農林水産技術の研究開発に関しては、農林水産省設置法による、国家行政組織法上の「特別の機関」として農林水産技術会議が設置されている。技術会議は、会長及び委員 6 人で構成され、独立性の高い組織となっている。農林水産技術会議は、農林水産技術の研究開発を司り、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(職員数約 3,200 人)等を所管している。

これまでの多くの技術開発は育種や生産技術に比重が置かれ、農業の生産性向上に寄与してきたが、食農分野の技術開発においてロボティクス、AI、植物工場、陸上養殖、ゲノム編集、代替タンパク、バイオ、カーボンニュートラルなどの新技術を早期に実装化するために、異業種やスタートアップとの連携も必要になっている。

そこで、「特別の機関」ではなく、本省の一部として位置づけ、本省との政策の連動性を高めるとともに、大学等研究機関、国内外の民間企業、スタートアップ等とのオープンイノベーションを重視し、「農林水産・食料イノベーション局」(仮称)として再出発することが期待される。

図表 9 農林水産省の組織再編の一考

名称	農林水産省(現行)	農林水産・食料省	
概要	農業の持続的な発展、農村の振興、食料の安定供給の確保	食料安全保障、環境との調和、農業生産・農村コミュニティの維持、食料システム	改正・食料・農業・農村基本法の施策 (数字は条)
本省	大臣官房	大臣官房	食料・農業・農村計画の策定とフォローアップ(17)
	輸出・国際局	食料安全局	食品安全・食料消費(18)
	消費・安全局	みどりの食料システム局	食品産業における環境負荷の低減(20)・農業における環境負荷の低減(32)
	農産局	農業経営局 (農業経営局・畜産経営局)	望ましい農業構造(26)・農業経営の基盤強化等(27・37)・農地の集積・集約(28)・農業生産基盤の整備・保全(29)・生産性の向上(30)・付加価値の向上(31)・経営安定(39～42)・生産資材(42)・人材の育成確保(33～35)・農業生産組織(36)
	畜産局	食品産業・国際局	食料アクセス(19)・食品産業(20)・輸入の安定化(21)・輸出促進(22)・食料の価格形成(23)・不足時の対応(24)・国際協力(25)
	経営局	農村コミュニティ局	農村振興(43)・共同活動の促進(44)・農村関係人口の増加(45)・農福連携(46)・中山間地域の振興(47)・鳥獣害対策(48)・都市農村交流(49)
	農村振興局	農林水産・食料イノベーション局	技術の開発及び普及(38)
	農林水産技術会議		
外局	林野庁	林野庁	
	水産庁	水産庁	

(出所)野村證券フード&アグリビジネス・コンサルティング部

おわりに

農林水産行政について深い知見がない中で、このような考察を行い、浅薄であると批判を受けると思うが、食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正されたことを千載一遇の好機と捉え、農林水産省が自ら体制強化を図り、我が国の農業、食料政策の真の司令塔になってほしいと強く願っている次第である。新生「農林水産・食料省」は、環境と調和しながら農業生産力を強化し、国民一人一人の食料安全保障を確立する組織になるというメッセージを国民に向けて強く伝えることができるのではないだろうか。

今後、議論が始まることをおおいに期待したい。

ディスクレーマー

本資料は、ご参考のために野村證券株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、野村證券株式会社はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は野村證券株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大 1.43%(税込み)(20 万円以下の場合は、2,860 円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

国内株式(国内 REIT、国内 ETF、国内 ETN、国内インフラファンドを含む)の売買取引には、約定代金に対し最大 1.43%(税込み)(20 万円以下の場合は、2,860 円(税込み))の売買手数料をいただきます。国内株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。国内株式は株価の変動により損失が生じるおそれがあります。

外国株式の売買取引には、売買金額(現地約定金額に現地手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対し最大 1.045%(税込み)(売買代金が 75 万円以下の場合は最大 7,810 円(税込み))の国内売買手数料をいただきます。外国の金融商品市場での現地手数料や税金等は国や地域により異なります。外国株式を相対取引(募集等を含む)によりご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。ただし、相対取引による売買においても、お客様との合意に基づき、別途手数料をいただくことがあります。外国株式は株価の変動および為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

野村證券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 142 号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会